

民間児童福祉施設土地借地料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間児童福祉施設土地借地料助成金（以下「助成金」という。）の交付手続きについて、必要な事項を定め、児童福祉施設の育成及び健全なる運営の確保を図り、もって、入所児童の福祉の向上に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成金は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条及び第41条に規定する児童福祉施設で、その運営上必要な施設等の用地を賃借している者に対して交付する。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、第2条に規定する助成対象者と土地所有者が締結した契約における当該用地の年間賃借料の所要額と、別表1の「基準面積」に「助成基準単価」を乗じて得られた助成基準額（1年未満の場合は、助成基準額を12で除した額に月数（1か月未満の場合は切り捨て）を乗じた額とする。）とを比較して少ない額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。ただし、実借地面積が別表1により算定された基準面積より小さい場合は、実借地面積を基準面積とする。

(交付申請)

第4条 第2条に該当する施設を運営する者は、助成金の交付を受けようとする場合は、民間児童福祉施設土地借地料助成金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該施設等の用地の賃貸借契約書の写し
- (2) 用地見取図
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 前項の申請者において、代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるときは、交付の対象としない。

(交付)

第6条 助成金の交付は、前金にて支払うことができるものとする。

(返還命令)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金が他の用途に使われたとき。
- (3) その他、交付について不相当と認めるとき。

(4) 代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるとき。

(調査)

第8条 市長は、必要に応じ申請者又は第5条の交付の決定を受けた者が、同条第2項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(実績報告)

第9条 第5条の規定に基づき交付決定され、助成金の交付を受けた者は、当該年度終了後、民間児童福祉施設土地借地料助成金実績報告書(第2号様式)を翌年度の5月末日までに提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

(56川民保1第511号：昭和57年3月20日市長決裁)

附 則

この要綱は、平成9年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年4月1日前から、助成金の交付対象であった場合は、当面の間、従前の取り扱いによるものとし、助成金の交付額は、賃借している施設等の用地に係る当該年度に要する借地料の額とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1

基準面積	助成基準単価 (㎡あたり年間)
定員1人あたり12㎡×定員数	当該用地の路線価÷0.8×3%

※一時保育事業を実施する場合はその定員数を加算する。

※地域子育て支援センター事業を実施する場合は基準面積に 80.3 m²を加算する。

※乳幼児健康支援一時預かり事業を実施する場合は、定員 1 人あたり 9.36 m²を加算する。

※算出の根拠となる路線価は当該助成対象期間の開始日の前年 1 月 1 日時点の価格とする。